

令和6年4月19日
京丹後市総務課基地対策室

重要土地等調査法「特別注視区域」に係る住民説明会の開催について

国において令和4年9月に施行されました「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（略称「重要土地等調査法」）に基づき、本市域にある航空自衛隊経ヶ岬分屯基地及び米陸軍経ヶ岬通信所の周囲おおむね1,000メートルの区域（袖志・尾和・中浜・久僧地域の一部の区域）が令和6年5月15日から「特別注視区域」となります。

つきましては、標記についての説明会を下記のとおり開催しますのでお知らせいたします。

記

1 日時及び場所

日時 令和6年4月25日（木） 午後7時から
場所 丹後町尾和 尾和区集会所

日時 令和6年4月26日（金） 午後7時から
場所 丹後町袖志 袖志農民研修所

2 内 容

重要土地等調査法の概要と特別注視区域など

（お問い合わせ先）

担当：京丹後市総務部

総務課基地対策室

電話：0772-69-0012